

議案第7号

みやき町営住宅条例の一部を改正する条例について

みやき町営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4年 3月 7日提出

みやき町長 岡 毅

提案理由

この議案は、民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）が公布され、成人年齢の引き下げが施行されること、及び婚姻歴の有無による不公平と男性女性とのひとり親の不公平の解消を図ることから、みやき町営住宅条例の一部を改正する必要があるため、議会の議決を求めるものである。

みやき町営住宅条例の一部を改正する条例

みやき町営住宅条例（平成17年みやき町条例第113号）の一部を次のように改正する。
第8条第6項中「20歳」を「18歳」に、「寡婦」を「ひとり親」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

みやき町営住宅条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(入居者の選考)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 町長は、第1項に規定する者のうち、<u>20歳未満</u>の子を扶養している<u>寡婦</u>、引揚者、炭鉱離職者、高齢者、心身障害者又は生活環境の改善を図るべき地域に居住する者で町長が定める要件を備えているもの及び町長が定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに町営住宅に入居することを必要としているものについては、第2項から前項までの規定にかかわらず、町長が割当をした町営住宅に優先的に選考して入居させることができる。</p>	<p>(入居者の選考)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 町長は、第1項に規定する者のうち、<u>18歳未満</u>の子を扶養している<u>ひとり親</u>、引揚者、炭鉱離職者、高齢者、心身障害者又は生活環境の改善を図るべき地域に居住する者で町長が定める要件を備えているもの及び町長が定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに町営住宅に入居することを必要としているものについては、第2項から前項までの規定にかかわらず、町長が割当をした町営住宅に優先的に選考して入居させることができる。</p>